



発行 新潟県

**第 14 号**

平成25年2月19日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 195 軽油引取税免税証の亡失届 (税務課)
- 196 土地改良区の定款変更認可 (農地計画課)
- 197 土地改良区の定款変更認可 (農地計画課)
- 198 道路の区域変更 (道路管理課)
- 199 道路の供用開始 (道路管理課)
- 200 道路の区域変更 (道路管理課)
- 201 道路の供用開始 (道路管理課)
- 202 道路の区域変更 (道路管理課)
- 203 道路の供用開始 (道路管理課)
- 204 道路の区域変更 (道路管理課)
- 205 道路の区域変更 (道路管理課)
- 206 道路の供用開始 (道路管理課)
- 207 道路の区域変更 (道路管理課)
- 208 道路の供用開始 (道路管理課)
- 209 道路の区域変更 (道路管理課)
- 210 道路の区域変更 (道路管理課)
- 211 道路の区域変更 (道路管理課)
- 212 道路の供用開始 (道路管理課)
- 213 道路の区域変更 (道路管理課)
- 214 道路の供用開始 (道路管理課)
- 215 道路の区域変更 (道路管理課)
- 216 道路の供用開始 (道路管理課)
- 217 道路の区域変更 (道路管理課)
- 218 道路の供用開始 (道路管理課)
- 219 二級建築士及び木造建築士の免許の取消し (建築住宅課)
- 220 都市計画の図書の写しの縦覧 (下水道課)

公 告

- 公立大学法人新潟県立看護大学への権利及び義務の承継 (文書私学課)
- 一般競争入札の実施 (情報政策課)
- 特殊肥料の検査の結果 (農産園芸課)
- 公聴会の開催 (都市政策課)



◎新潟県告示第195号

新潟県県税規則(昭和34年新潟県規則第63号)第108条の規定により、次の軽油引取税免税証は亡失した旨の届出があったので無効とする

平成25年2月19日

新潟県知事 泉田 裕彦

種類	番号	枚数	免税軽油引取に係る販売業者
20リットル	N04557657 N04557658	2	新潟市南区下塩俵1001-2 株式会社 川崎商会 大野国道給油所

◎新潟県告示第196号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、中魚沼郡津南町の津南郷土地改良区の定款の変更を平成25年2月8日認可した。

平成25年2月19日

新潟県十日町地域振興局長

◎新潟県告示第197号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、柏崎市の柏崎土地改良区の定款の変更を平成25年1月25日認可した。

平成25年2月19日

新潟県柏崎地域振興局長

◎新潟県告示第198号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年2月19日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山北朝日線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
村上市寒川字大俵 2070 番 8 から	新	6.4～10.6メートル	74.2メートル
同市寒川字大俵1970番1まで	旧	6.4～10.6メートル	74.2メートル

◎新潟県告示第199号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年2月19日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 山北朝日線
- 2 供用開始の区間  
村上市寒川字大俵2070番8から同市寒川字大俵1970番1まで
- 3 供用開始の期日 平成25年2月19日

◎新潟県告示第200号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年2月19日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山北朝日線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
村上市蒲萄字マキ701番1から	新	10.5～39.0メートル	189.7メートル
同市蒲萄字マキ701番4まで	旧	4.0～39.0メートル	187.2メートル

## ◎新潟県告示第201号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年2月19日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 山北朝日線
- 2 供用開始の区間  
村上市蒲萄字マキ701番1から同市蒲萄字マキ701番4まで
- 3 供用開始の期日 平成25年2月19日

## ◎新潟県告示第202号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年2月19日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山北朝日線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
村上市寒川字大俣1982番1から	新	7.0～14.2メートル	44.5メートル
同市寒川字大俣1982番1まで	旧	7.0～11.8メートル	44.5メートル

## ◎新潟県告示第203号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年2月19日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 山北朝日線
- 2 供用開始の区間  
村上市寒川字大俣1982番1から同市寒川字大俣1982番1まで
- 3 供用開始の期日 平成25年2月19日

◎新潟県告示第204号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年2月19日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 寺泊与板線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
長岡市与板町榎原字下田704番1から	新	13.2～18.8メートル	51.4メートル
同市与板町榎原字下田711番1まで	旧	13.2～18.8メートル	55.5メートル

◎新潟県告示第205号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年2月19日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 与板関原線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
長岡市与板町榎原字下田1132番8から	新	8.5～19.6メートル	875.6メートル
同市与板町榎原字上田17番1まで	旧	7.7～11.4メートル	871.3メートル

備考 路線の起点を変更する区域変更

◎新潟県告示第206号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年2月19日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 与板関原線
- 2 供用開始の区間  
長岡市与板町榎原字下田1132番8から同市与板町榎原字上田17番1まで
- 3 供用開始の期日 平成25年2月19日

◎新潟県告示第207号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年2月19日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 南苧頃蕨生線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
小千谷市大字蕨生字堂ヶ沢丁 1289 番 2 から	新	2.8～42.2メートル	967.4メートル
同市大字蕨生字大石甲196番甲まで	旧	2.8～16.0メートル	974.4メートル

## ◎新潟県告示第208号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年2月19日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 南苧頃線蕨生線
- 2 供用開始の区間  
小千谷市大字蕨生字堂ヶ沢丁 1289 番 2 から同市大字蕨生字大石甲 196 番甲まで
- 3 供用開始の期日 平成25年2月19日

## ◎新潟県告示第209号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年2月19日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 滝谷村松線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
長岡市滝谷町字前田 1394 番 7 から	新	11.2～14.8メートル	74.8メートル
同市滝谷町字前田1397番2まで	旧	13.0～14.8メートル	74.8メートル

## ◎新潟県告示第210号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年2月19日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 353号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
-----	------	-------	-----

中魚沼郡津南町大字三箇甲1090番1から	新	12.6～21.0メートル	22.5メートル
同郡同町大字三箇甲1087番1まで	旧	14.8～21.0メートル	22.5メートル

## ◎新潟県告示第211号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年2月19日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 403号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長
十日町市小脇丁89番1から	新	8.6～48.4メートル	103.8メートル
同市小脇丁72番23まで	旧	8.6～28.8メートル	103.8メートル

備考 路線の重用

全区間一般国道404号と重用

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 404号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長
十日町市小脇丁89番1から	新	8.6～48.4メートル	103.8メートル
同市小脇丁72番23まで	旧	8.6～28.8メートル	103.8メートル

備考 路線の重用

全区間一般国道403号と重用

## ◎新潟県告示第212号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年2月19日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 一般国道 403号
- 2 供用開始の区間  
十日町市小脇丁89番1から同市小脇丁72番23まで
- 3 供用開始の期日 平成25年2月19日

## ◎新潟県告示第213号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年2月19日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 十日町六日町線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
十日町市字堰下卯 154 番 1 から	新	7.0～26.4メートル	42.7メートル
同市字と阿み辰甲849番 1 まで	旧	7.0～26.4メートル	42.7メートル

## ◎新潟県告示第214号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年2月19日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 十日町六日町線
- 2 供用開始の区間  
十日町市字堰下卯154番 1 から同市字と阿み辰甲849番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成25年2月19日

## ◎新潟県告示第215号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年2月19日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐渡一周線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
佐渡市松ヶ崎字としま 877 番から	新	4.4～10.8メートル	139.4メートル
同市松ヶ崎字垣ノ内 885 番 1 まで	旧	4.4～6.1メートル	139.4メートル

## ◎新潟県告示第216号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年2月19日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 佐渡一周線
- 2 供用開始の区間  
佐渡市松ヶ崎字としま 877 番から同市松ヶ崎字垣ノ内 885 番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成25年2月19日

◎新潟県告示第217号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年2月19日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐渡一周線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
佐渡市松ヶ崎字西 1135 番から	新	5.1～9.8メートル	124.2メートル
同市松ヶ崎字西 1118 番 1 まで			
	旧	5.1～5.8メートル	120.8メートル

◎新潟県告示第218号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年2月19日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 佐渡一周線
- 2 供用開始の区間  
佐渡市松ヶ崎字西 1135 番から同市松ヶ崎字西 1118 番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成25年2月19日

◎新潟県告示第219号

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり二級建築士及び木造建築士の免許を取り消した。

平成25年2月19日

新潟県知事 泉田 裕彦

免許の取消しをした年月日	免許の取消しをした建築士の氏名	二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	免許の取消しの理由
平成24年7月27日	山崎 昭策	二級建築士	第6250号	死亡
平成24年7月27日	井上 重博	二級建築士	第12174号	死亡
平成24年10月12日	神田 孝雄	二級建築士	第6961号	死亡
平成24年10月26日	宮沢 均	二級建築士	第4483号	死亡
平成24年11月9日	西山 雄司	二級建築士	第17138号	申請
平成24年11月9日	高橋 満男	二級建築士	第1129号	死亡
平成24年11月9日	富所 勇	二級建築士	第151号	死亡
平成24年11月26日	阿部 節子	二級建築士	第4850号	申請
平成24年11月26日	諏訪 忠雄	二級建築士	第2163号	死亡

平成24年11月26日	諏訪 忠	二級建築士	第3513号	死亡
平成24年12月14日	小林 隆治	二級建築士	第8231号	申請
平成24年12月14日	丸山 敏英	二級建築士	第6200号	死亡
平成24年12月14日	三保 繁喜	二級建築士	第10831号	死亡
平成24年12月14日	瀧沢哲太郎	二級建築士	第1632号	死亡
平成24年12月28日	藤田 松夫	二級建築士	第4919号	申請

### ◎新潟県告示第220号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成25年2月19日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称  
種類 燕弥彦都市計画下水道  
名称 弥彦村特定環境保全公共下水道
- 2 縦覧の場所  
新潟県土木部都市局下水道課

## 公 告

### 公立大学法人新潟県立看護大学への権利及び義務の承継について（公告）

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第66条第1項の規定により、平成25年4月1日に設立する公立大学法人新潟県立看護大学に権利及び義務を承継させるので、次のとおり関係書類を閲覧に供する。

なお、異議のある債権者は、閲覧期間満了の日までに書面で知事にその旨を申し出ることができる。

平成25年2月19日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 閲覧に供する書類  
公立大学法人新潟県立看護大学の成立の日現在における公立大学法人新潟県立看護大学の資産及び負債の見込みを明らかにする書類
- 2 閲覧場所  
新潟県新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県総務管理部文書私学課県立大学班
- 3 閲覧期間  
平成25年2月19日から平成25年3月19日

### 一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟県データ通信網への機器等接続業務実施の基本となる契約について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成25年2月19日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 入札に付する事項
  - (1) 案件の名称  
新潟県データ通信網への機器等接続業務実施の基本契約
  - (2) 案件の仕様等  
入札説明書による。
  - (3) 業務実施期間  
平成25年4月1日（月）から平成26年3月31日（月）まで
  - (4) 業務実施場所

入札説明書による。

2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

(1) 交付期間 平成25年2月19日(火)から平成25年3月5日(火)までの各日(新潟県の休日を定める条例(平成元年新潟県条例第5号)第1条第1項各号に規定する日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 交付場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県総務管理部情報政策課電子県庁推進班

(3) 問合せ等 入札説明書による。

3 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 平成25年3月28日(木)午前10時

(2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県庁入札室

4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 新潟県の県税の納付義務を有する者にあつては当該県税の未納がない者であること。

(3) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。

(4) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

(5) 入札説明書に定める作業を行った実績を有する者であること。

(6) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

5 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、本件入札に参加することができない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期間 平成25年3月11日(月)午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県総務管理部情報政策課電子県庁推進班

ウ 提出方法 本人(法人にあつては、代表権限を有する者。以下同じ。)又は代理人による提出とする。

エ 提出書類及び部数 入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

本件入札に係る参加資格の確認結果については、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者にそれぞれ書面で通知するので、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者は、次に定めるところにより確認結果通知書の交付を受けること。

ア 交付日時 平成25年3月14日(木)午後1時から午後4時まで

イ 交付場所 (1)イに定める場所

6 入札手続等

(1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所において入札書を提出すること。ただし、提出者が代理人の場合は、委任状を併せて提出すること。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、5(1)イに定める提出場所をあて先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び3(1)に定める入札執行日時を記載したものに限る。)をもって3(1)に定める入札執行日の前日の午後5時15分までに到着するよう送付すること。

(2) 入札書の名義人

本人(入札書を入札執行時に提出する場合は、本人又は代理人)に限る。

(3) 入札書の記載

- ア 使用する言語及び通貨は、日本語（名義に関する部分を除く。）及び日本国通貨とする。
- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、作業の項目ごとに、自己の見積もった契約希望金額（それぞれの作業1回当たりの金額に係るものをいう。）の105分の100に相当する額に入札説明書に定めるそれぞれの年間想定回数を乗じて得た額を合計した金額を入札書に記載すること。

(4) 落札者の決定

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 無効入札

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者又は競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札
- (2) 入札に参加する条件に違反した入札
- (3) 新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。）第62条第1項各号に掲げる入札
- (4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

8 入札保証金

作業の項目ごとに、自己の見積もった契約希望金額に入札書に定めるそれぞれの年間想定回数を乗じて得た額を合計した金額（以下「年間想定金額」という。）の100分の5に相当する金額以上の現金（金融機関が振り出し、又は支払い保証をした小切手を含む。以下同じ。）とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

9 契約保証金

年間想定金額の100分の10に相当する金額以上の現金とする。ただし、財務規則第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

10 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

- ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、作成者の負担とする。
- イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。
- ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(2) その他

- ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語（契約当事者に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。
- イ 支払条件は、入札説明書に定めるところによる。
- ウ その他詳細は、入札説明書による。
- エ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

**特殊肥料の検査の結果について（公告）**

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第30条第7項の規定に基づき、特殊肥料の検査結果の概要を次ぎのとおり公表する。

平成25年 2月19日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

平成24年11月分

特殊肥料の指定名	生産業者、輸入業者若しくは販売業者又は表示者	届出名	検査の結果	備考

たい肥	有限会社井関産業	竹一番	TN 0.2% TP 0.1%未満 TK 0.3% C/N 141 TCu 4 mg/kg未満 TZn 42mg/kg	
たい肥	株式会社不二産業	エコ堆肥エコグリーンF	TN 2.2% TP 0.5% TK 0.7% C/N 11 TCu 29mg/kg TZn 86mg/kg	
たい肥	聖籠町	生ごみたい肥	TN 2.9% TP 1.1% TK 2.1% C/N 14 TCu 10mg/kg TZn 35mg/kg	
たい肥	三条市	バイオ完肥エコグリーン	TN 1.2% TP 0.6% TK 0.8% C/N 26 TCu 5 mg/kg TZn 58mg/kg	

平成24年12月分

特殊肥料の指定名	生産業者、輸入業者若しくは販売業者又は表示者	届出名	検査の結果	備考
動物の排せつ物の焼却灰	有限会社アイティマネジメント	彩有機	TN 0.1% TP 10.9% TK 6.6% C/N 11 TCu 90mg/kg TZn 832mg/kg	
たい肥	新潟ひかりっこ株式会社	もみがら堆肥ひかりっこ2号	TN 0.6% TP 1.0% TK 0.5% C/N 18 TCu 49mg/kg TZn 294mg/kg	

備考 分析検査を実施した成分の略号は次のとおりである。

TN-窒素全量, TP-りん酸全量, TK-加里全量, C/N-炭素窒素比, TCu-銅全量, TZn-亜鉛全量

**公聴会の開催について（公告）**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、胎内都市計画の変更の素案について、次のとおり公聴会を開催する。

平成25年2月19日

新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

## 1 公聴会の日時

平成25年3月21日（木）午後2時から

- 2 公聴会の開催場所  
胎内市新和町2番5号  
胎内市産業文化会館 会議室
- 3 事案の概要  
胎内都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、胎内都市計画区域の、都市計画の目標、主要な都市計画の決定方針等、長期的な視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての大きな道筋を明らかにするもの。  
胎内都市計画道路は、別紙「胎内都市計画道路の変更（新潟県決定）」のとおり。
- 4 素案の縦覧  
新潟県新発田地域振興局地域整備部計画調整課及び胎内市地域整備課において、3月1日（金）まで縦覧に供する。
- 5 公聴会に出席して意見を述べることができる者  
胎内市の住民
- 6 公述申出の方法  
変更の素案について意見のある者は、公述申出期限までに、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所及び電話番号を記載した知事及び胎内市長連名宛の書面を、公述申出先へ提出することにより行う。
- 7 公述申出期限  
平成25年3月1日（金）（必着のこと。）
- 8 公述申出先及び問合せ先
  - (1) 新発田市豊町3丁目3番2号（〒957-8511）  
新潟県新発田地域振興局地域整備部計画調整課  
電話 0254-26-9653
  - (2) 胎内市新和町2番10号（〒959-2693）  
胎内市地域整備課都市計画住宅係  
電話 0254-43-0306
- 9 公述人の決定  
公述人を決定したときは、当該公述人にその旨を通知する。
- 10 費用負担  
公述人の陳述に要する費用は、すべて公述人の負担とする。
- 11 公聴会の傍聴  
公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会の開催予定時刻までに、係員の指示に従って公聴会の会場に入室すること。  
なお、会場への入室は、午後1時30分から先着順で行い、公聴会の開催予定時刻前であっても、定員の100名になり次第終了する。
- 12 公聴会の中止  
公述の申出がない場合は、公聴会を開催しない。公聴会の傍聴を希望する者は、開催の有無について、あらかじめ問合せ先へ確認すること。
- 13 その他  
関連する胎内市決定の都市計画の変更の素案についても縦覧を行い、公聴会に出席して意見を述べるができる。

# 胎内都市計画道路の変更（新潟県決定）

別紙

( )内は、下記を示します。

(胎内) = 胎内都市計画道路

(中条) = 中条都市計画道路

元(中条) 1・3・1号新堀井上幹線道路 L=約10,740m W=23.5m  
 変更(胎内) 1・3・1号新堀井上幹線道路 L=約10,740m 2車線 W=23.5m

元(中条) 3・4・4号西中央通り線 L=約4,700m W=8m  
 変更(胎内) 3・4・4号西中央通り線 L=約4,700m 2車線 W=8m

元(中条) 3・4・2号中条駅前通り線 L=約660m W=8m  
 変更(胎内) 3・4・2号中条駅前通り線 L=約660m 2車線 W=8m

元(中条) 3・4・3号本郷羽黒線 L=約1,420m W=20m  
 変更(胎内) 3・4・3号本郷羽黒線 L=約1,420m 2車線 W=20m

元(中条) 3・4・7号本町通り線 L=約340m W=6m  
 変更(胎内) 3・4・7号本町通り線 L=約340m 2車線 W=6m

元(中条) 3・2・1号一般国道7号線 L=約5,570m W=30m  
 変更(胎内) 3・2・1号一般国道7号線 L=約5,570m 4車線 W=30m

元(中条) 3・4・11号船戸村松浜線 L=約6,630m W=8m  
 変更(胎内) 3・4・11号船戸村松浜線 L=約6,630m 2車線 W=8m

